

一般競争入札の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、溶着式道路標示整備工事の請負について、一般競争入札（事後審査方式）を次のとおり行う。

なお、この入札は山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

令和8年10月1日

山形県知事 吉村 美栄子

1 入札書の受付期間、開札場所及び開札日時

- (1) 入札書の受付期間 令和8年10月9日（金）から令和8年10月14日（水）まで
（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- (2) 入札書の受付時間 午前8時から午後10時
（入札書の受付期間の最終日にあつては、午後4時）まで
- (3) 開札場所 山形県警察本部
- (4) 開札日時 令和8年10月15日（木）午前10時00分

2 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 溶着式道路標示整備工事
- (2) 工事の場所 山形警察署外2警察署管内
- (3) 工事の概要 道路標示を整備する
- (4) 工 期 令和8年12月23日まで
- (5) 予 定 価 格 7,150,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿の「塗装工事」に登録されている者（復旧・復興建設工事共同企業体を除く。）であること。
- (2) 本工事の入札において、他の事業協同組合の構成員になっていないこと。
- (3) 山形県内に主たる営業所（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条第1号に該当する者を置く営業所に限る。）を有すること。
- (4) 平成23年度以降において、国、都道府県又は市町村が発注した同種工事に係る道路標示の新設又は更新等の工事を元請（共同企業体の構成員にあつては、その出資比率が20パーセント以上であつた者に限る。）として施工した実績を有すること。
- (5) 次に掲げる要件を満たす主任技術者を本工事に配置（経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が配置すること。）できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。

なお、現場代理人と主任技術者は兼務できる（調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合を除く。）。

イ 1級若しくは2級の土木施工管理技士（種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。）又はこれらと同等以上の資格を有すること。

- (6) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定のうち検定職種

を路面標示施工とするものに合格した者を本工事に配置できること。なお、この者は、本工事の主任技術者及び現場代理人と兼務できる（ただし、7の(6)に該当する場合は、主任技術者と現場代理人の双方を兼務することはできない。）

(7) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。

(8) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(9) 規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款（昭和39年8月県告示第707号。以下「建設工事請負契約約款」という。）第49条第11号イからトまでのいずれにも該当しないこと。

(10) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該更生手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事の入札参加資格の審査を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通規制課安全施設係
電話番号 023-626-0110

5 入札参加資格の確認等

入札への参加を希望する者は、入札参加者の資格を確認できる書類を、次に掲げる期間内に、電子入札システムにより提出するものとする。

(1) 受付期間 令和8年10月1日（木）から令和8年10月6日（火）まで（県の休日を除く。）

(2) 受付時間 午前8時から午後10時（受付期間の最終日にあつては、午後4時）まで

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）とする。）を付すこと。

7 その他

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

(2) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。

(3) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札を無効とし、別途日時を指定して、書面による入札に変更することがある。

(4) 入札に参加を希望する者で電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、書面による入札を行うことができる。この場合の入札手続は、入札説明書による。

(5) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格を設定する。

(6) 本工事における現場代理人は、落札者の申請に基づき発注者が承認するときに限り、別件工事の現場代理人との兼務を認める。

(7) この入札は、入札参加資格の有無の確認を開札後に行う入札参加資格事後審査方式により行う。

(8) 詳細については入札説明書による。